

第2次

宇治田原町

男女共同参画計画

令和3年3月
宇治田原町

はじめに

宇治田原町では、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしています。そのためには、あらゆる分野において男女が共に自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくることますます重要になっています。

平成 23 (2011) 年に「宇治田原町男女共同参画計画－新しいいきさわかプラン－」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

こうした中、この計画の計画期間終了を迎えるにあたり、これまでの取組における課題や住民アンケート調査結果を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した男女共同参画社会の実現を一層推進するため、令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする「第 2 次宇治田原町男女共同参画計画」を策定しました。

この 2 次計画は、これまでの取組を継承しつつ、平成 27 (2015) 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画を包含するものとして位置づけています。

今後も、男女共同参画に関する正しい理解の普及、女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進、DV 等のあらゆる暴力の根絶などの取組を通じて、男女共同参画社会の実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケート調査でご意見をお寄せいただいた住民の皆さんをはじめ、ご提言をいただきました男女共同参画推進懇談会委員の皆さん並びにご協力をいただきました関係各位に心より感謝を申し上げます。



令和 3 年 3 月

宇治田原町長 西谷 徳夫

目次

第1章 計画策定にあたって

01 計画策定の背景と趣旨	1
02 計画の期間	1
03 計画の位置づけ	2
04 計画の策定方法	2
05 本町を取り巻く状況（少子高齢化と女性就労）	3
06 第1次計画の取組の成果（目標指標・実施項目の達成状況）	6

第2章 計画の内容

01 計画の体系（基本目標と基本施策）	8
02 計画の体系図	9
03 施策の内容	10
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	10
基本施策1. 人権の尊重と男女共同参画についての意識啓発	10
基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進	13
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	15
基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進	15
基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進	17
基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり	19
基本施策1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	19
基本施策2. 地域における男女共同参画の推進	21
基本施策3. 男女共同参画における国際理解と多文化共生	22
基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	23
基本施策1. 生涯を通じた健康支援	23
基本施策2. あらゆる暴力の根絶	24
基本施策3. 困難な状況に置かれている人への支援	28

■推進体制

① 特定事業主行動計画の推進	30
② 推進体制の整備	31
③ 計画の点検・評価	31

■計画の成果指標

32

付属資料

1 宇治田原町男女共同参画推進懇談会委員名簿	33
2 宇治田原町男女共同参画推進懇談会設置要綱	34
3 計画策定の経過	35
4 用語集	36
5 関連法令	
(1) 男女共同参画社会基本法	40
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) ...	44
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	53

第1章

計画策定にあたって

01 計画策定の背景と趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きとも連動しながら着実に進められてきました。また、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」などが施行され、多様な課題に対する新たな取組が職業分野や政治分野にも求められています。

さらに、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）は 17 の目標から構成されていますが、その目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、全国的に持続可能なまちづくりの取組が求められているところです。本計画においても、ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進が重要となっています。

宇治田原町では、平成 23（2011）年に「宇治田原町男女共同参画計画－新しいいきさわかプラン－」を策定し、人権の尊重、保健、子育て支援、地域福祉、教育など多岐にわたる男女共同参画に関する様々な施策を体系化し、総合的に事業を推進してきました。令和 2（2020）年 7 月に実施した住民アンケート調査では、固定的な性別役割分担意識について『同感しない』人が増加しており、ここ数年で性別役割分担意識は解消されている傾向がみられます。しかしながら、3 割弱が『同感する』と回答しており、また、家庭や職場、政治、社会通念、地域活動等多くの場において男女の平等感に差がみられることから、男女共同参画社会の実現に向けては依然として多くの課題が残されているといえます。

そこで、宇治田原町における男女共同参画社会の形成をより一層進めるために、現在の計画を見直し、今後 10 年間の「第 2 次宇治田原町男女共同参画計画」を策定しました。

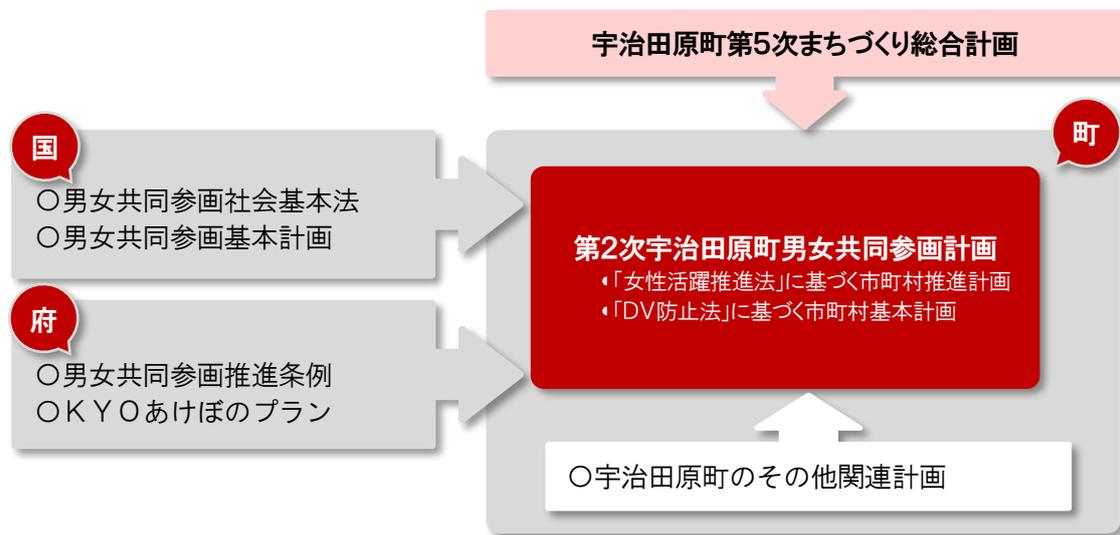
02 計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

* 社会情勢の変化などに応じて適宜見直し

03 計画の位置づけ

- (1) 国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、京都府の「男女共同参画推進条例」や「KYOあけぼのプラン（男女共同参画計画）」の趣旨を踏まえ、宇治田原町の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となる計画です。
- (2) 「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」との整合性を図り、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、町の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえる計画です。
- (3) 「DV防止法」に基づく市町村基本計画の内容を含むものであり、さらに「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画としても位置づけます。



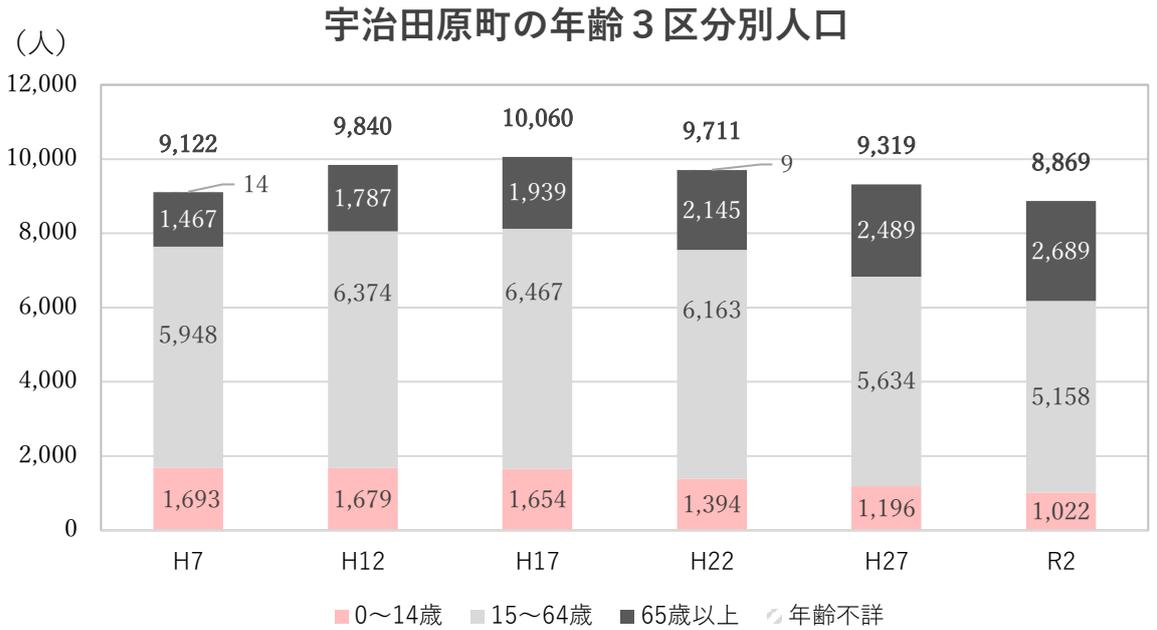
04 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、女性団体の代表者や福祉関係者、公募委員らで構成する「宇治田原町男女共同参画推進懇談会」において、計画内容を審議しました。策定プロセスにおいて、20歳以上の男女500人（男女各250人）への「男女共同参画社会・女性活躍推進に関するアンケート」（以下、「住民アンケート調査」という）を実施しました。また、計画素案のパブリックコメントを実施し、広く意見を求め、住民意見の反映に努めました。

05 本町を取り巻く状況(少子高齢化と女性就労)

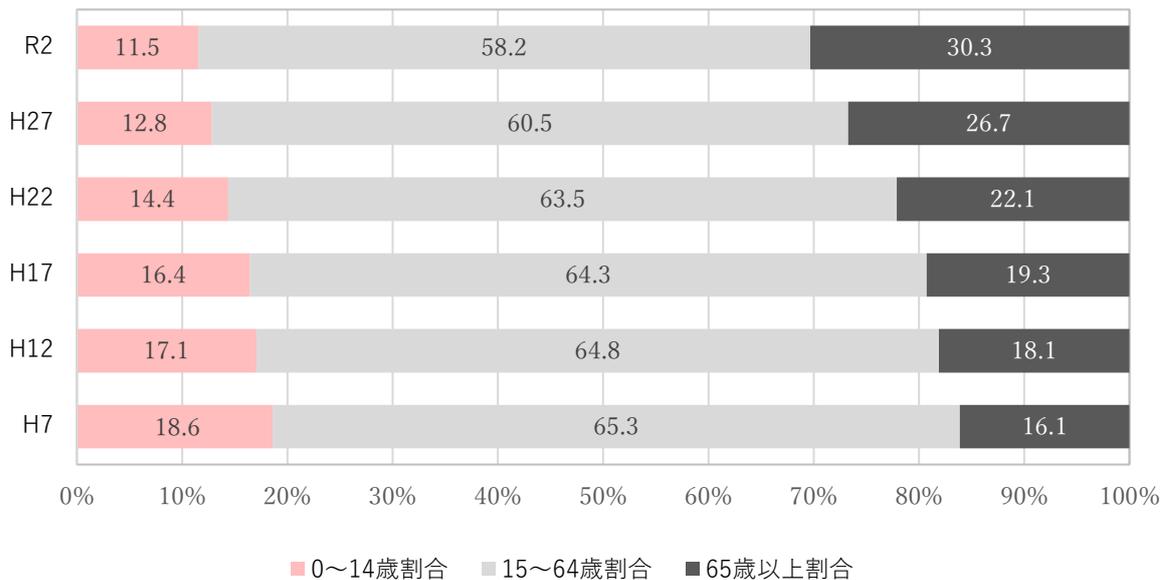
(1) 人口の推移

国勢調査による本町の人口は、平成 17 (2005) 年以降減少していますが、65 歳以上の人口は一貫して増加しており、平成 27 (2015) 年では 2,489 人 (26.7%) となっています。その一方で、0 歳から 14 歳の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況です。



* 国勢調査 (H7～27) より。R2 は第 5 次まちづくり総合計画より

年齢 3 区分別人口割合の推移

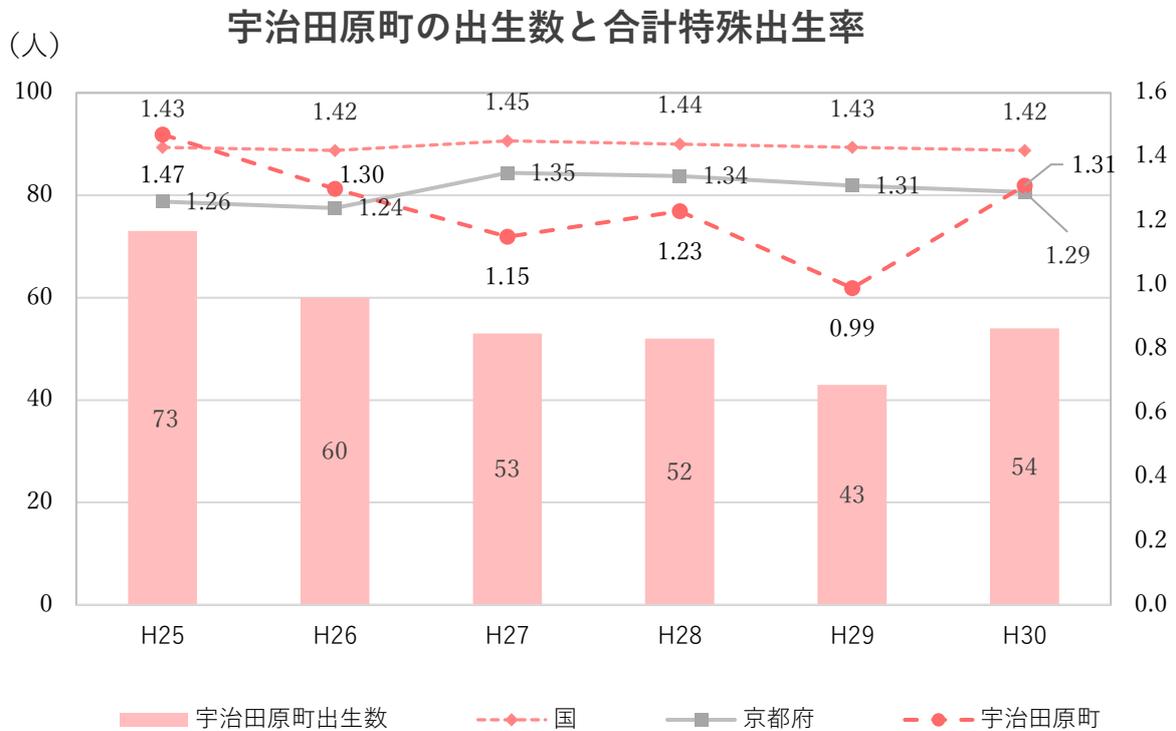


* 国勢調査 (H7～27) より

* 年齢不詳は除く

(2) 出生数、出生率の推移

本町の出生数は減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年には 43 人まで減少しましたが、平成 30 (2018) 年は 54 人と増加に転じています。合計特殊出生率は、全国と比べると、平成 26 (2014) 年以降、下回る数値となっています。

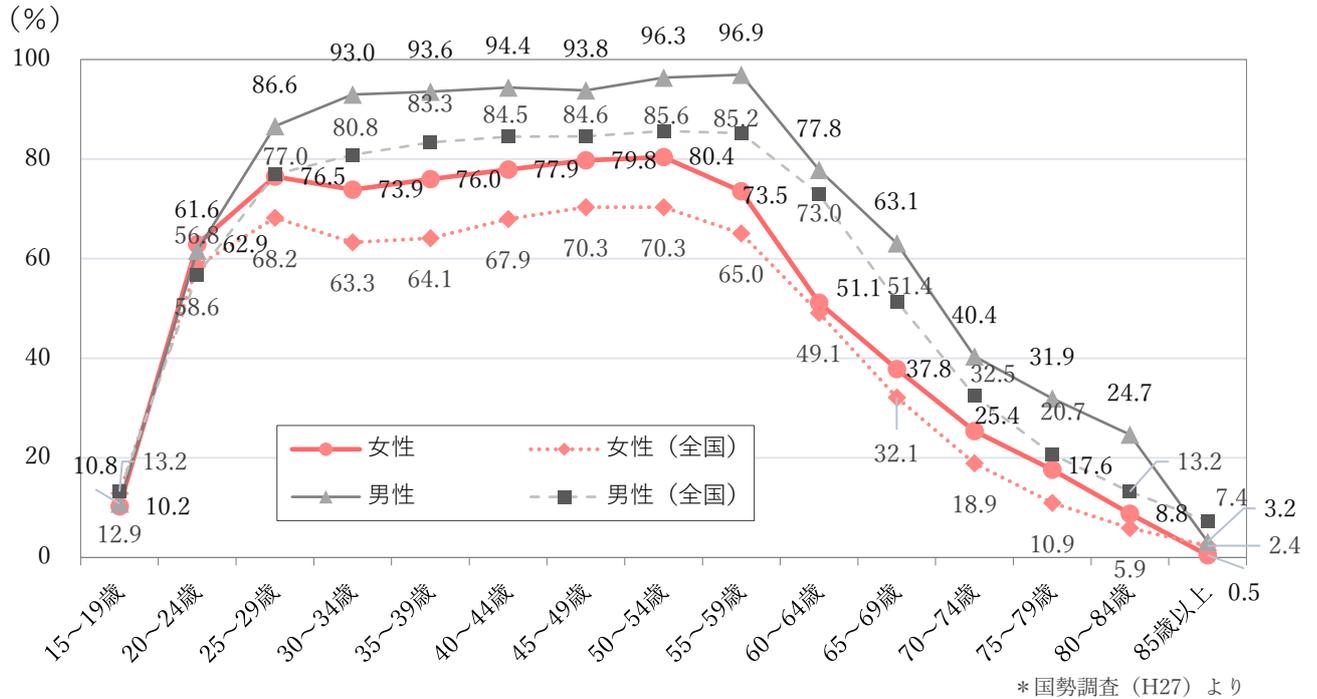


* 第 2 期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画より

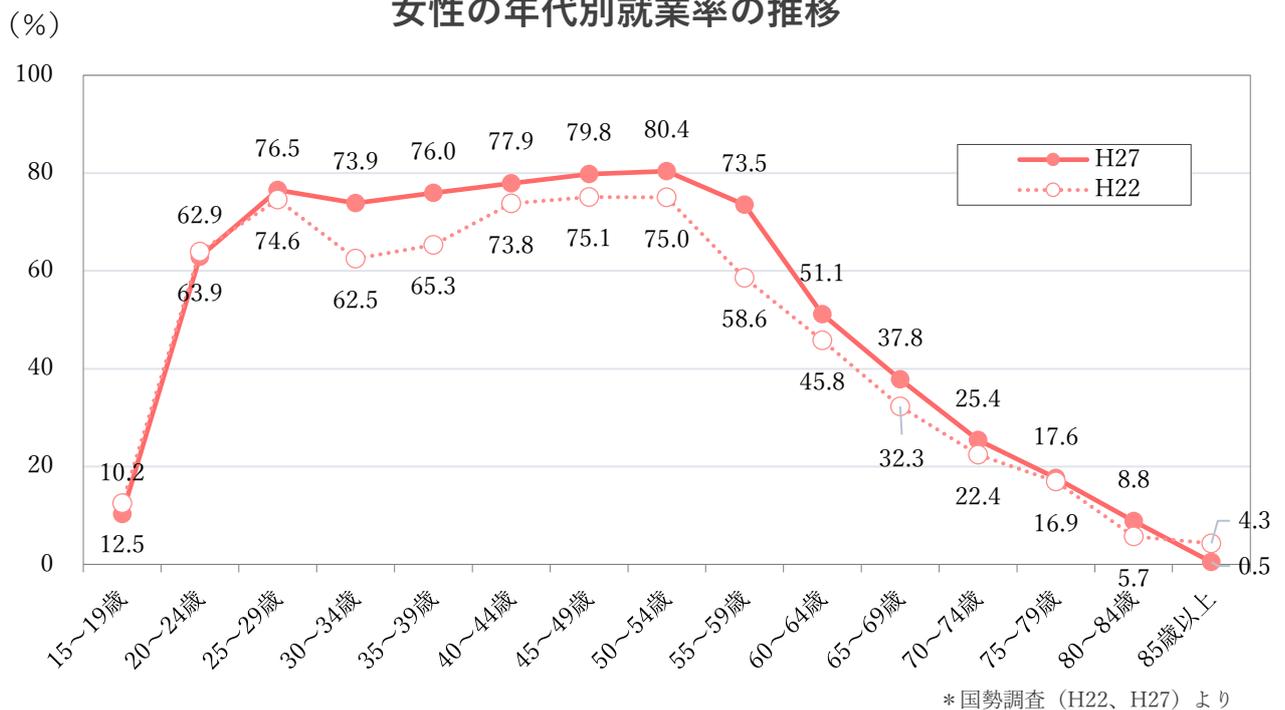
(3) 女性の就業状況

本町の就業率は、全国と比べて概ね高い割合となっています。女性の就業率は平成22(2010)年の数値と比べると、この5年間で、30歳から34歳を谷とするM時カーブが緩やかになっています。

全国・宇治田原町の男女・年代別就業率



女性の年代別就業率の推移



06 新しいいきさわやかプラン 第1次計画の取組の成果(目標指標・実施項目の達成状況)

本町では、広報紙「町民の窓」への掲載をはじめとする各種取組を通じて、男女共同参画について周知に努めてきました。住民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識について『同感しない』人が増加しており、ここ数年で性別役割分担意識は解消されている傾向もみられます。その一方で各分野における男女の平等意識については依然、男性優遇感の高い分野が多くみられます。

第1次計画に掲げた以下の22の「指標及び実施項目」の取組・達成状況については、11の項目で達成度* A、5項目がB、6項目がCでした。様々な分野における政策決定やその過程の場への女性参画を推進することは、まちづくりの質を向上させることにつながります。これらに関連する「地域の女性リーダー育成」や「審議会等への女性登用」などの項目については、達成度がA又はBとなっており、男女共同参画社会を進めるうえで、意識啓蒙とともに重要な項目であるため、今後も成果指標を定めてさらに推進を図ります。

* 達成度 = A：目標以上の項目 B：1次計画策定時よりも目標に近づいた（又は1次策定時と同じ）項目
C：1次計画策定時よりも目標から離れた（又は未実施）項目

指標及び実施項目	1次計画策定時 (平成21年度)	目標値 (令和2年度)	実績	達成度*
男女共同参画社会に関する住民アンケート調査の実施	対象500人	2年に1度実施 対象調査250人	対象500人 (R2年度)	A
男女の人権尊重、男女共同参画についての町広報紙「町民の窓」等による啓発	記事掲載 年間2回	記事掲載 年間3回以上	3回 (R元年度)	A
男女共同参画を推進する講座等の開催	1回	年間2回以上	2回 (R元年度)	A
男女共同参画に関する職員研修の実施	0回	年間1回以上	1回 (R元年度)	A
女性リーダー及び女性団体養成講座	0回	年間1回以上	1回 (R元年度)	A
ノー残業デーの徹底(町職員)	毎週水曜日	毎週水曜日	毎週水曜日に加え7・9月は毎週月・水曜日、8月は毎日実施 (R2年度)	A
年間超過勤務時間数(町職員)	8,059.5時間	7,254時間	11,390時間 (R元年度)	C
人材情報ベース(まちの名人～あんな人、こんな人～紹介事業の利用)における「男女共同参画」分野の講師登録者数	0人	5人	0人 (R2年度)	C
審議会等への女性委員の登用	15.7%	30.0%	23.1% (R元年度)	B

管理職等への女性職員の登用(町職員)	12.5%	18.0%	18.8% (R2 年度)	A
ことぶき大学の参加者数(年間のべ人数)	1,070 人	2,200 人	1,435 人 (R 元年度)	B
教職員、保育士、放課後児童支援員等の研修	1 回 (教職員のみ)	年間 1 回以上	各 1 回 (R 元年度)	A
女性に対する暴力防止についての町広報紙「町民の窓」等による啓発	年間 1 回	年間 2 回以上	広報紙掲載、街頭啓発 (R 元年度)	A
セクハラ防止セミナーの開催	0 回	年間 1 回以上	0 回	C
セクハラに関する職員研修の実施(町職員)	0 回	年間 1 回以上	広域での職階別研修 において実施	B
乳がん検診受診率	21.5%	30.0%	20.0% (R 元年度)	C
子宮がん検診受診率	22.4%	30.0%	15.9% (R 元年度)	C
事業者に啓発文書の配布	0 回	年間 1 回以上	窓口配架等を実施	B
女性のライフサイクルに対応した講座の開催	0 回	年間 1 回以上	0 回	C
家族経営協定の普及啓発	13 件	20 件	協定締結のべ 15 組 (R 元年度)	B
男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の作成	—	運用	H28 年 3 月改訂済	A
平和のつどいの参加者数	150 人	250 人	毎年、約 300 人以上 (R2 年度は中止)	A

第2章

計画の内容

01 計画の体系(基本目標と基本施策)

4つの基本目標と10の基本施策体系に改編。前計画以降に求められる視点を盛り込んだ総合的な施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

住民の人権の尊重と男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

基本施策1. 人権の尊重と男女共同参画についての意識啓発

基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。

基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進

基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

基本施策1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

基本施策2. 地域における男女共同参画の推進

基本施策3. 男女共同参画における国際理解と多文化共生

基本目標Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、DV(ドメスティック・バイオレンス)やデートDV(交際相手からの暴力)を防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

基本施策1. 生涯を通じた健康支援

基本施策2. あらゆる暴力の根絶

基本施策3. 困難な状況に置かれている人への支援

02 計画の体系図

基本目標	基本施策	施策の方向
I 男女共同参画社会実現のための意識づくり	1 人権の尊重と男女共同参画についての意識啓発	① 住民の理解を深める啓発活動の推進 ② 男女共同参画推進に関する情報の収集と提供
	2 男女共同参画についての教育・学習の推進	① 教育・保育における男女平等教育の推進 ② 生涯学習における男女共同参画の推進
II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	1 働く場における男女共同参画の促進	① 事業所等への啓発・情報提供 ② 女性の就労支援
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ② 男性の家事・育児・介護への参加促進 ③ 子育て・介護と就労との両立支援
III 男女が共に参加し支えあうまちづくり	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	① 各種審議会委員等への女性の積極的登用 ② 女性リーダーの養成
	2 地域における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の促進 ② 防災における男女共同参画の促進
	3 男女共同参画における国際理解と多文化共生	① 情報の収集と提供 ② 国際理解と多文化共生の推進
IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 生涯を通じた健康支援	① ライフステージに配慮した男女の健康支援 ② 人権を尊重した性や身体に関する理解の促進
	2 あらゆる暴力の根絶	① DV防止のための啓発 ② DV相談体制と被害者保護・支援の充実 ③ 女性への暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進
	3 困難な状況に置かれている人への支援	① 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備 ② ひとり親家庭への支援 ③ 配慮を必要とする男女への連携支援
推進体制		① 特定事業主行動計画の推進 ② 推進体制の整備 ③ 計画の点検・評価

*基本目標Ⅱ、Ⅲは「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づける。

*基本目標Ⅳは「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づける。

03 施策の内容

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会実現のための意識づくり

基本施策1. 人権の尊重と男女共同参画についての意識啓発

【現状と課題】

固定的性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定的に分けようとする考え方で、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。

住民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別による役割分担の考え方に『同感しない』と答えた人は36.9%となっており、平成28(2016)年の31.3%から増加していますが、『同感する』は28.1%と3割程度となっています。男性の年齢の高い層では『同感する』が高くなる傾向もみられ、年齢によって意識に差が見られます。

男女共同参画の意識を形成するために、広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、情報を提供していきます。各種講座、人権学習などの機会や毎年6月の男女共同参画週間において、男女共同参画意識の向上のための啓発活動を行います。

【施策の方向】

①住民の理解を深める啓発活動の推進

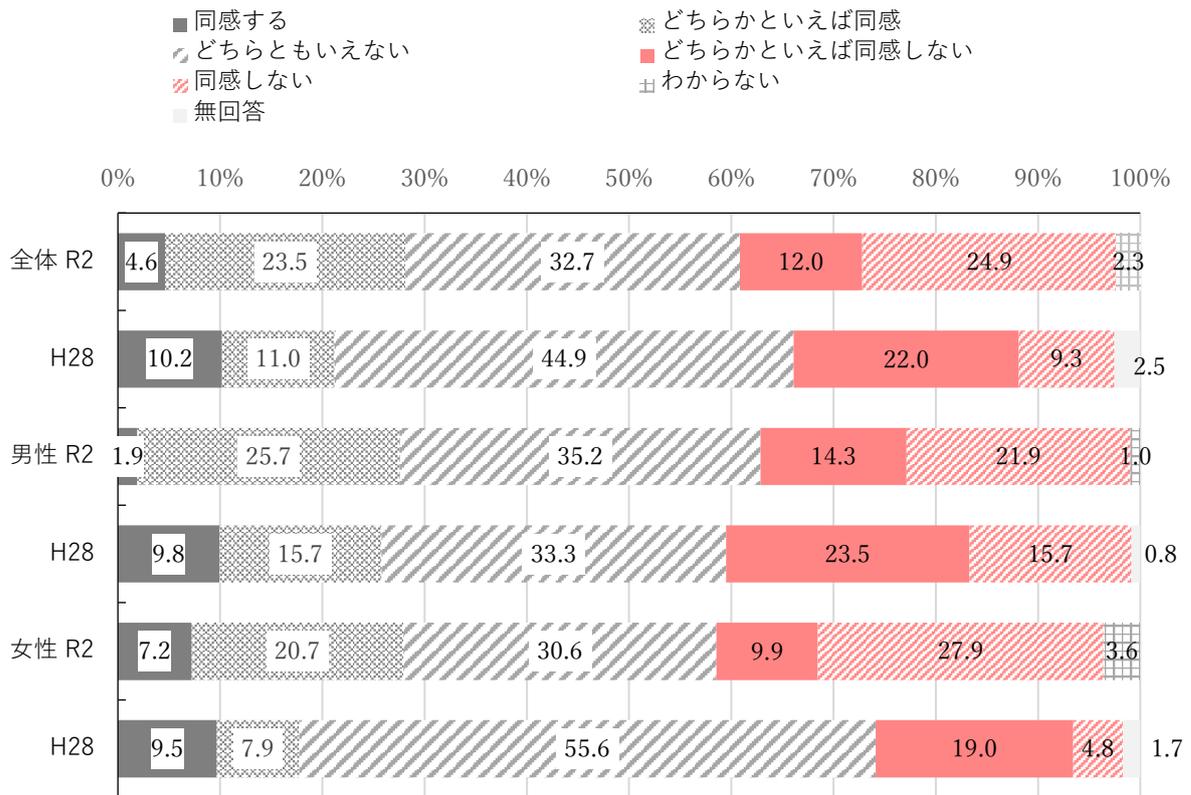
取組	取組内容	担当課
1 多様な媒体での情報の提供、啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど積極的に情報を提供します。	企画財政課
2 男女共同参画や人権に関する講座・講演会等の実施	男女共同参画意識を高めるために各種講座や人権のつどいなどの機会を捉えて啓発を進めます。	総務課 税住民課 社会教育課 企画財政課
3 男女共同参画の視点に立った表現への配慮	町が発行・発信する媒体において、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。	全課

②男女共同参画推進に関する情報の収集と提供

取組		取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画に関する課題やニーズを把握するため、意識啓発も兼ねた定期的な住民アンケートを実施します。	企画財政課
2	男女共同参画週間の推進	男女共同参画週間（6/23～6/29）に、広報紙、ホームページ等への掲載を行うなど、男女共同参画週間を周知します。	企画財政課
3	関連図書の収集と紹介	町立図書館において、男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、紹介します。	社会教育課

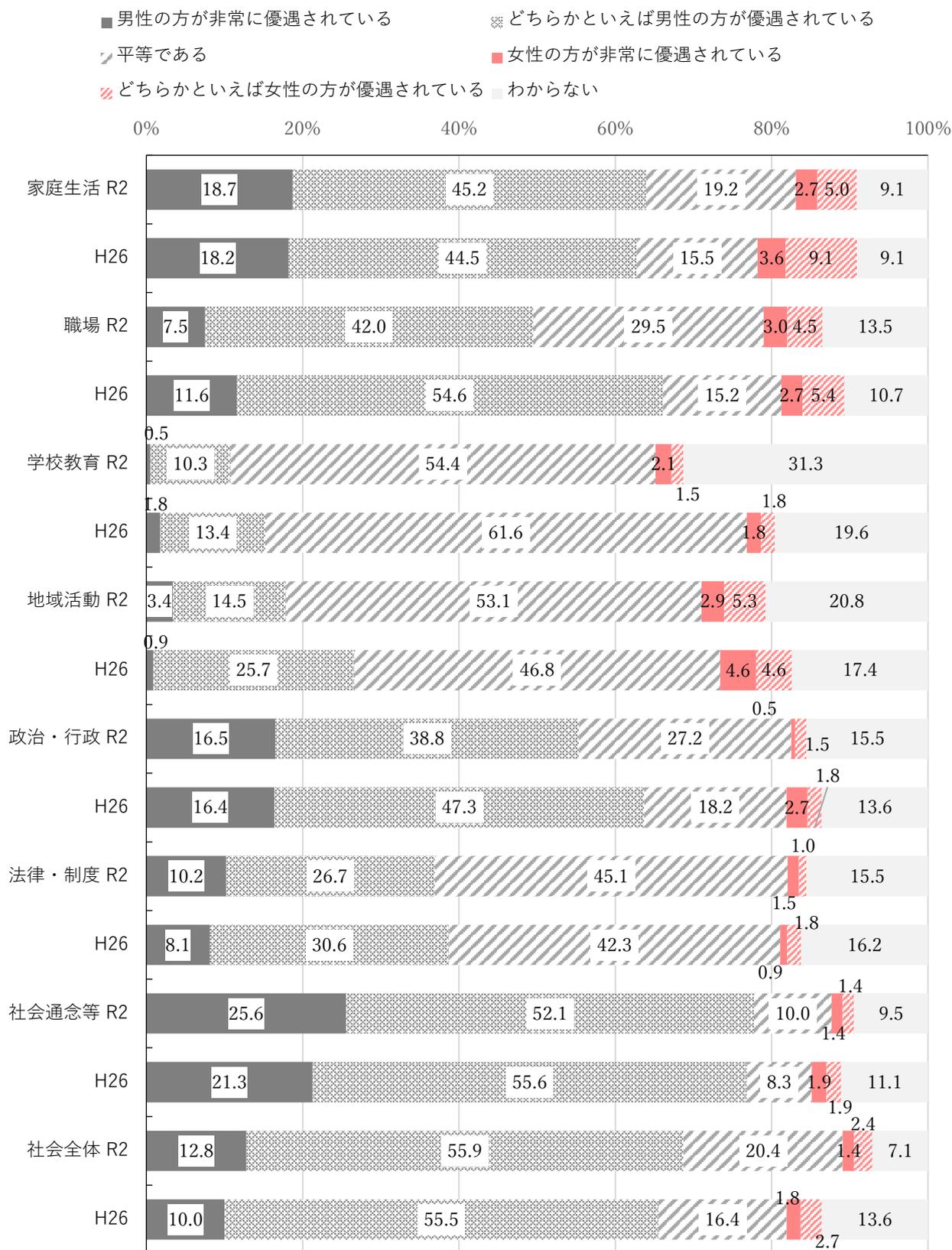
固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻が家を守る」という考え方に対して



*平成 28、令和 2 年度住民アンケート調査より

男女の平等意識



*平成 26、令和 2 年度住民アンケート調査より

基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権意識の向上や男女共同参画の意識の醸成が不可欠であり、学校や家庭、地域における教育や学習は重要です。

また、男女共同参画を進めるには、乳幼児期からの教育が大切です。学校においても、男女共同参画の視点を踏まえ、学習とともに行事や給食、掃除など諸活動の指導においても男女平等に配慮する必要があります。

子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識が醸成される教育や保育を、保育所・学校等において実施します。保育に携わる者、小・中学校の教職員に研修を実施するとともに、青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対して、男女共同参画についての意識啓発を行います。また、地域や家庭での男女共同参画意識の向上を目的とした出前講座のメニューを新設します。

【施策の方向】

①教育・保育における男女平等教育の推進

取組		取組内容	担当課
1	乳幼児期からの男女平等教育の推進	乳幼児期からの社会的性別（ジェンダー）にとらわれない自由な発想と個性を伸ばす保育等に努めます。	子育て支援課
2	学校教育における男女平等教育の推進	男女共同参画意識が育まれるよう、小・中学校において、一人ひとりの人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育を進めます。	学校教育課
3	キャリア教育の推進	子どもたちが男女を問わず将来に夢と希望を持ち、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするため、職場体験学習等を充実させ、職業観の育成やキャリア教育を推進します。	学校教育課
4	教職員などへの研修	男女共同参画・男女平等教育などについて、教職員や保育士、放課後児童支援員の研修を実施します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課

②生涯学習における男女共同参画の推進

取組		取組内容	担当課
1	男女共同参画を推進する学習機会の提供	生涯学習において男女共同参画の視点を捉えた内容の講座等を開催します。	社会教育課
2	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関する内容を新たに設け、学習機会を提供します。	企画財政課 社会教育課
3	団体や地域への啓発と支援	社会教育関連団体や各種団体が行う研修・学習や活動に対して、男女共同参画の視点から啓発や助言・支援を行います。	社会教育課 企画財政課

基本目標Ⅱ

男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

本計画は、「女性活躍推進法」に基づく町の推進計画と位置づけています。女性活躍推進法では、女性の採用や登用、能力開発のために事業主の取組が求められています。近年、労働に関する法律の改正が重ねられ、事業主に対しては、非正規労働者と正規労働者の不合理な待遇差の禁止や、パワーハラスメント防止の措置義務が課されています。

町内の企業や事業所に対して、女性活躍推進について主体的に取り組み、コンプライアンスの観点からも法令順守を図ることができるよう、労働に関する法律や制度について情報提供や啓発を進めます。子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や府の制度、支援策などの情報を提供していきます。現在働いている女性に対しても、労働に関する国や府などの相談窓口について情報を提供します。農業・商工自営業者に対しては、女性の労働が適切に評価され、積極的な経営の参加促進と地位向上を図るために働きかけます。

【施策の方向】

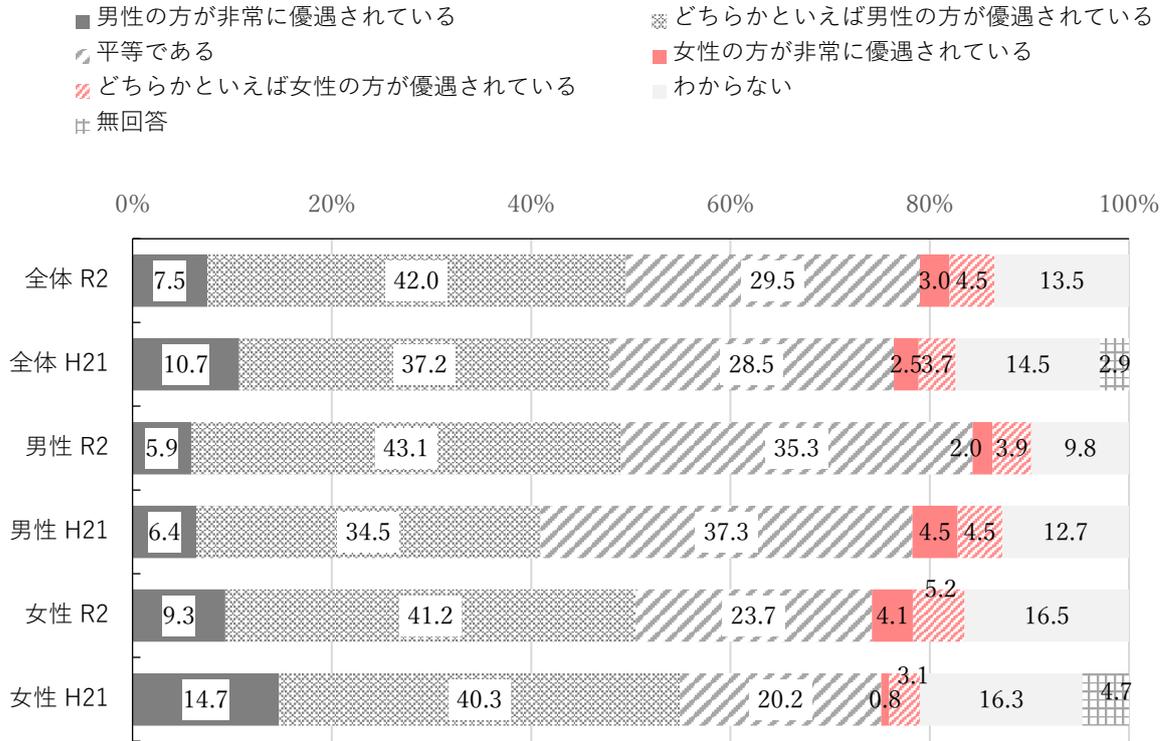
①事業所等への啓発・情報提供

取組	取組内容	担当課
1 法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	産業観光課
2 指名登録事業者への意識啓発	町の指名登録を希望する事業者などに対して、男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。	企画財政課

②女性の就労支援

取組	取組内容	担当課
1 女性の再就労や労働に関する支援	結婚、出産、介護等の理由で離職したり、再就職を希望する女性のために能力開発や学習に関する機会、支援についての情報提供に努めます。また、ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を、府や関係機関と連携し進めていきます。	産業観光課 企画財政課
2 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	家族従業者として携わる女性が、その労働に見合う正当な評価と対価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるように促進します。	産業観光課

男女の平等意識（職場）



*平成 21、令和 2 年度住民アンケート調査より

基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

女性が雇用の場で活躍するためには、男性中心型の労働慣行等を変えて男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる就業環境を整備することが必要です。また、育児・介護休業法では、休業取得に関する嫌がらせ行為を禁止としています。

住民アンケート調査によると、女性の就労については、出産後も継続する働き方を支持する人の割合が最も高くなっていますが、「洗濯」や「食事のしたく」の役割分担では、主な担い手の8割超が女性で、働く女性の家事負担が大きいことがうかがえます。

町内の企業や事業所に対して、仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度について最新の情報を周知していきます。また、当事者である父親のみならず、町全体に、男性の家事や育児、介護への参画の重要性を理解できるように講座等で啓発していきます。これらの啓発活動を継続するとともに、保護者が講座等に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。男性が育児や介護のケア役割を主体的に担うことができるように啓発するとともに、町の子育て支援事業や介護支援事業を男女共同参画の視点で進めていきます。

【施策の方向】

①ワーク・ライフ・バランスの普及促進

取組	取組内容	担当課	
1	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	広報紙等を活用し、住民や事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。	企画財政課

②男性の家事・育児・介護への参加促進

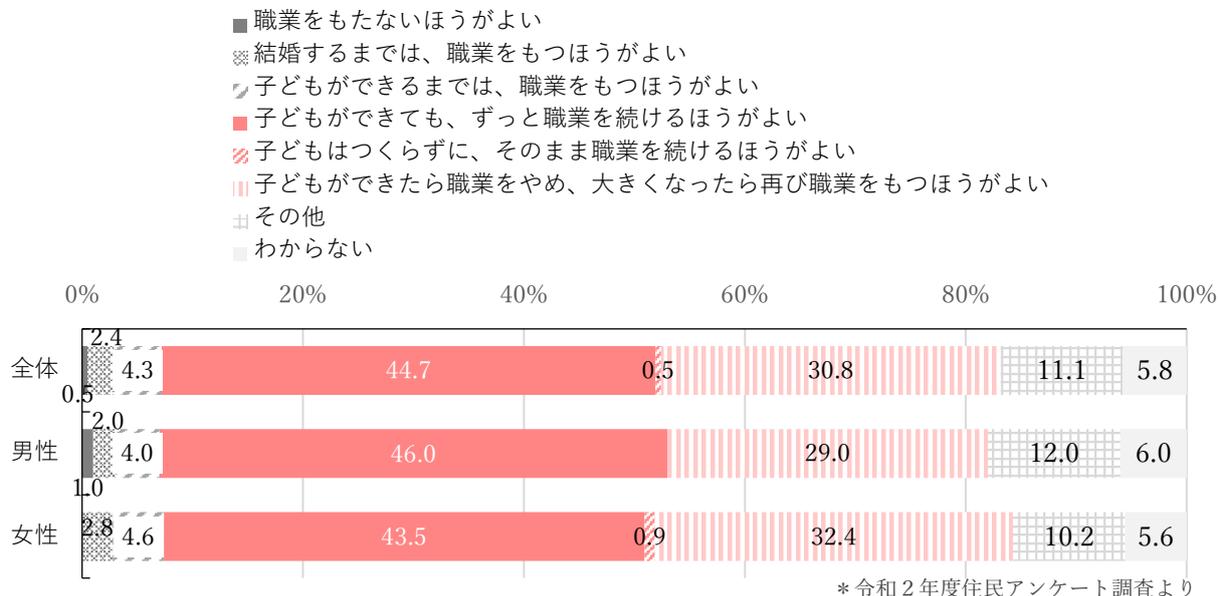
取組	取組内容	担当課	
1	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	福祉課 子育て支援課 社会教育課
2	父親（祖父）の育児参加機会の提供	地域子育て支援センターを活用し、父親（祖父）も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子育て支援課

③子育て・介護と就労との両立支援

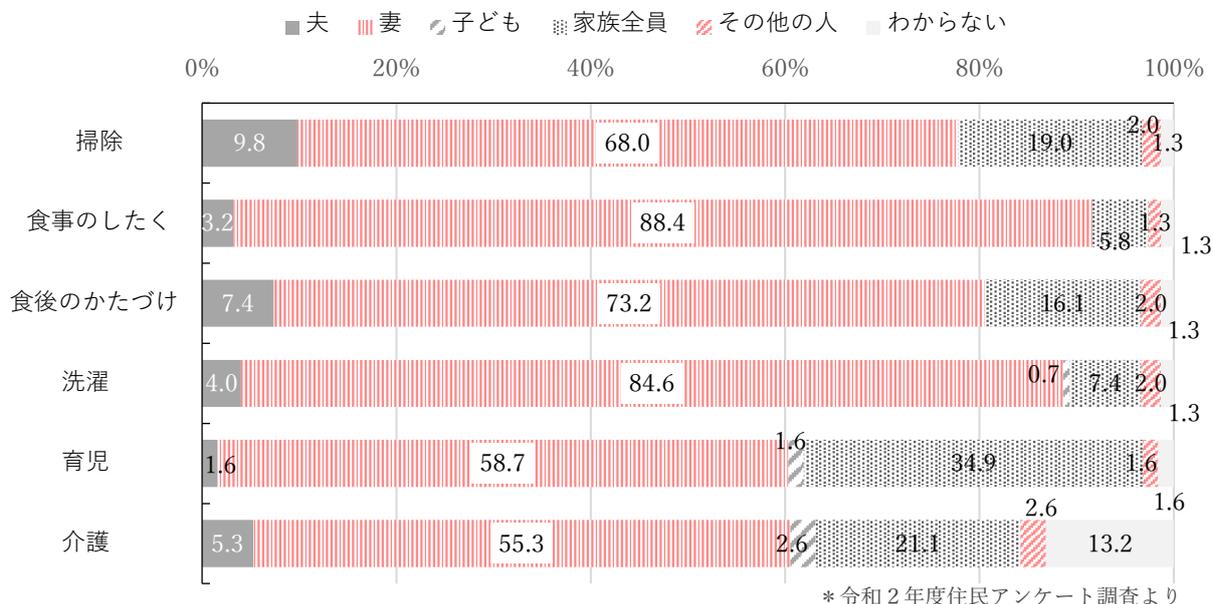
取組	取組内容	担当課	
1	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様な	福祉課 子育て支援課 社会教育課

		ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	
2	介護と就労の両立支援サービスの充実	介護をしている人が安心して就労できるよう、介護保険制度の周知を行い、介護保険サービスの充実を図ります。	福祉課
3	講座・会議等での託児の実施	町が実施する講座や会議等において参加者ニーズを把握し、必要な場合は託児を実施します。	全課

女性が就労することへの考え方



家庭における家事の分担



基本目標Ⅲ

男女が共に参加し支えあうまちづくり

基本施策1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

地方自治体は、子育て・教育、介護・保健・医療、防災など住民生活に密着した行政を担っています。女性は生活の場での課題に接することが多く、町政の決定の場へ女性の参画が拡大することは、政策の質の向上につながります。そのため、本計画において令和2（2020）年度までに審議会等の女性委員の登用率30%の達成を目指してきました。登用率は上昇しながらも令和2年4月現在23.1%で、目標達成には、さらなる努力が必要です。また、住民アンケート調査では、「府や町の審議会などの委員」を依頼されたら約7割の女性が断ると回答しています。

政策・方針決定過程への女性の参画を図るために、町では審議会等に女性の登用を促進しており、今後も格差是正を図ります。また、女性がリーダーとして活動できるよう、女性の能力発揮のための啓発や情報提供についても充実します。

【施策の方向】

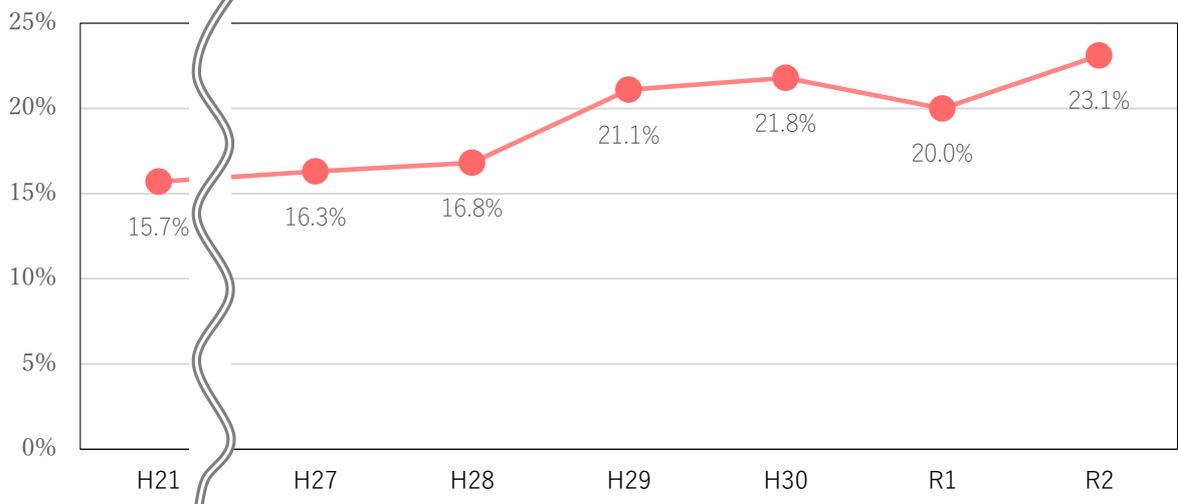
①各種審議会委員等への女性の積極的登用

取組	取組内容	担当課
1 各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。また、各種審議会などにおける委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定していきます。	総務課 全課

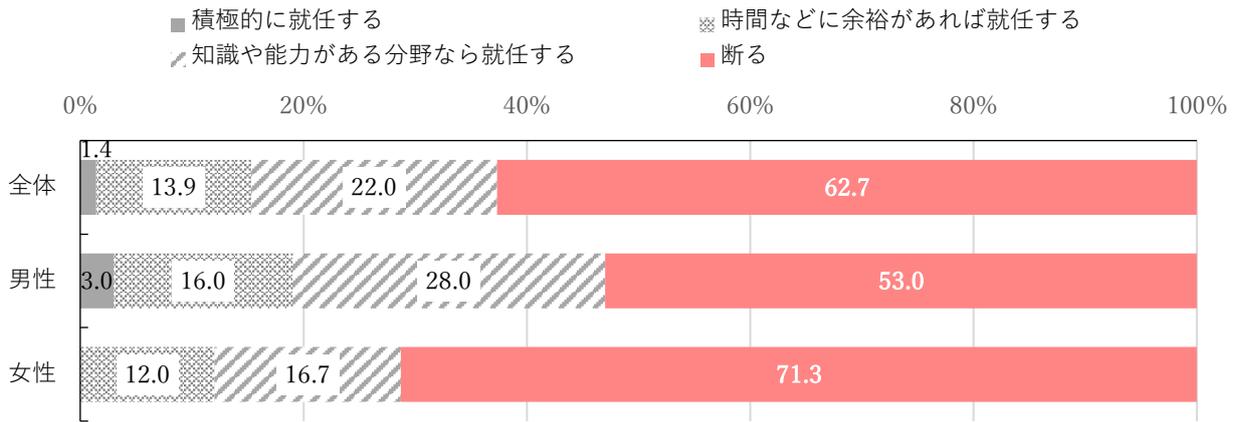
②女性リーダーの養成

取組	取組内容	担当課
1 女性リーダーの育成に関する情報提供	女性が地域や団体などでリーダーとして活躍できるよう、府などが行う女性リーダー育成に関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行います。	企画財政課

審議会等の女性登用率 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

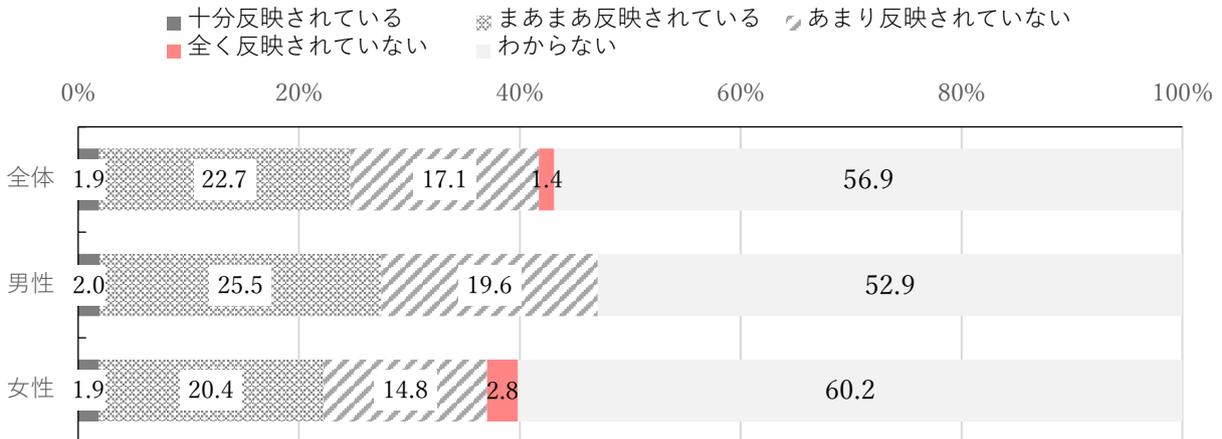


府や町の審議会などの委員への 就任を依頼された場合の対応



* 令和2年度住民アンケート調査より

宇治田原町のまちづくりに女性の意見 が反映されているか



* 令和2年度住民アンケート調査より

基本施策2. 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

生活の場である地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど、人々の生活の重要な基盤であり、方針決定の場に男女が対等に参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。

主たる自治の担い手である区・自治会をはじめ地域活動を行う団体が、男女共同参画の視点をとらえた活動を行うことは重要です。特に、災害時には平常時における社会課題が顕著にあらわれるため、平素から防災活動への女性の参画を進めておかなければなりません。

地域団体やボランティア団体、各種団体などに対しては方針決定の場への女性の登用を働きかけるとともに、リーダーとして活躍できるよう女性の人材を育成します。また、地域の実情に合わせてながら、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災組織の育成や消防団の活動支援を行っていきます。

【施策の方向】

①地域活動における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
1	団体や地域への啓発と支援（再掲）	社会教育関連団体や各種団体が行う研修・学習や活動に対して、男女共同参画の視点から啓発や助言・支援を行います。	総務課 企画財政課 社会教育課
2	地域活動等におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	総務課 企画財政課 福祉課 社会教育課

②防災における男女共同参画の促進

取組		取組内容	担当課
1	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮した避難所運営のために女性の参画を促進します。	総務課
2	自主防災組織での女性の活躍促進	自主防災組織のメンバーへの女性の積極的な採用を働きかけるとともに女性防災士の養成を図り、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動の取組を促進します。	総務課

基本施策3. 男女共同参画における国際理解と多文化共生

【現状と課題】

国際婦人年以來、男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国際的な取り組みと連動して進められています。近年、社会のあらゆる分野で情報化、国際化が進んでおり、男女共同参画での視点での国際理解や多文化共生などを推進していくことが求められています。

本町においても、外国人住民が年々増加の傾向にあり、国際的な立場での男女共同参画の視点を取り入れながら地域における多文化共生を進めていきます。

【施策の方向】

①情報の収集と提供

取組		取組内容	担当課
1	国際的な男女共同参画についての情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動向について、情報を収集し、提供します。	企画財政課

②国際理解と多文化共生の推進

取組		取組内容	担当課
1	国際社会や多文化共生を理解するための教育	学校教育などにおいて、国際社会や多文化共生の理解を深めるための教育を実施します。	学校教育課
2	国際理解や国際交流、多文化共生などの啓発	国際交流事業などを通じた啓発活動を行います。	総務課
3	外国人住民に対する情報提供	町内に在住している外国人に配慮した情報の提供を充実します。	全課

基本目標Ⅳ

男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

基本施策 1. 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

人生100年時代が到来する中、一人ひとりが将来にわたって身体的・精神的に健康な生活を送るために、男女の年代や生活スタイルに対応した健康づくりが求められています。

女性は妊娠や出産をする可能性があることから、生理や更年期における女性特有の健康上の問題が心身や生活の状況に大きな影響を与えます。一方で、男性は、食事のとり方や栄養、生活習慣病の原因となる飲酒・喫煙など、健康についての関心が低くなる傾向にあります。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるように健康教育や相談体制を充実して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。女性特有の健康問題を踏まえ、妊娠出産期における母子の心身の健康保持の支援を充実するとともに、男女共に女性の健康についての正しい知識を理解できるよう情報を提供します。また、子どもの発達段階に応じて人の権利や命を大切にする心を育む性教育に取り組みます。

【施策の方向】

① ライフステージに配慮した男女の健康支援

取組	取組内容	担当課
1 主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組みます。	福祉課 健康対策課
2 母子保健事業の充実と女性の健康支援	妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診、訪問・相談、予防接種など各種事業を通じて健康支援を行います。また、女性特有のがん検診の推進や予防接種の正しい情報の提供など女性への健康づくり支援に取り組みます。	健康対策課 子育て支援課

② 人権を尊重した性や身体に関する理解の促進

取組	取組内容	担当課
1 人権を尊重した性に関する啓発・教育	生命の大切さや性に関する情報提供を行い、人権を尊重した、性や身体に関する正確な知識と情報を得られるよう啓発に取り組むとともに男女が互いを尊重する教育を推進します。	健康対策課 学校教育課

2	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援を行うとともに、女性のライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、情報提供や啓発を行います。	健康対策課 子育て支援課
---	---------------------	--	-----------------

基本施策 2. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく町の基本計画と位置づけています。

配偶者等に対する暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」やセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、あらゆる暴力は、いかなる場合、間柄でも決して許されません。DV やセクシャル・ハラスメントなどの暴力は、女性の方が多く被害を受けています。一方で近親者への暴力は、加害者側にも被害者側にも、それが犯罪であり社会問題である認識が少なく、また、家庭や職場などの身近な関係で発生することが多いため表面化しにくい現状があります。

DV は、児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生するため、庁内の連携とともに庁外の関係機関等と連携した支援を行います。相談窓口の周知や被害者の自立に向けては、就労支援など必要な支援を関係機関と連携しながら行います。また、被害者の個人情報の保護を徹底します。

職場で起きる多様なハラスメントの防止の取組として、事業所に対して安心して働ける職場環境整備の重要性を周知するとともに、住民に対してもハラスメントが人権侵害であるとの認識を高めて、相談窓口の情報を提供します。

【施策の方向】

①DV 防止のための啓発

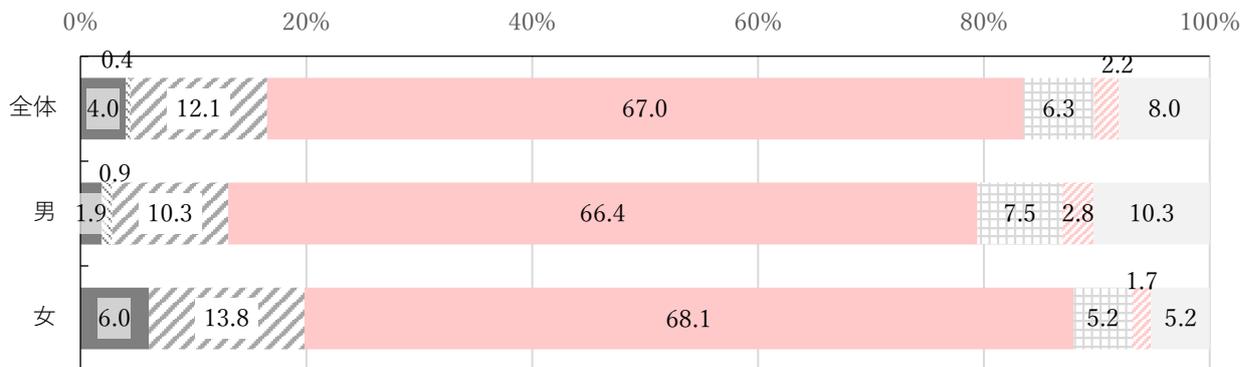
取組		取組内容	担当課
1	DV 防止に関する啓発の充実	DV 防止講座の開催周知や啓発資料等の配布など、様々な機会を通じて DV に対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町の広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	福祉課
2	デート DV 防止に関する啓発	デート DV 防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	福祉課 学校教育課

②DV 相談体制と被害者保護・支援の充実

取組		取組内容	担当課
1	DV 相談窓口等の強化	相談窓口等の必要な情報を得やすいよう周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。	税住民課 福祉課 子育て支援課
2	関係職員・機関のDV への理解促進	DV 被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	福祉課 子育て支援課
3	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV 被害者の早期発見を図ります。また、高齢者・障がい者に配慮した相談体制の充実を図ります。	総務課 福祉課 健康対策課 子育て支援課 学校教育課
4	個人情報保護の徹底	行政事務において、DV 被害者等に関する個人情報の保護の徹底を図ります。	全課
5	DV 被害者の自立支援	DV シェルター避難後等の生活の立て直しについて、関係課・機関と連携しながら被害者の自立を支援します。	総務課 福祉課

DVの経験など

- 自分自身がドメスティック・バイオレンスを受けたことがある
- ▨ 自分自身がドメスティック・バイオレンスと思える行為を相手にしたことがある
- ▧ 身近にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人を知っている
- テレビや新聞などで問題になっていることは知っている
- ▨ 見聞きしたことはない
- ▧ そういう言葉は聞いたことがない
- 無回答

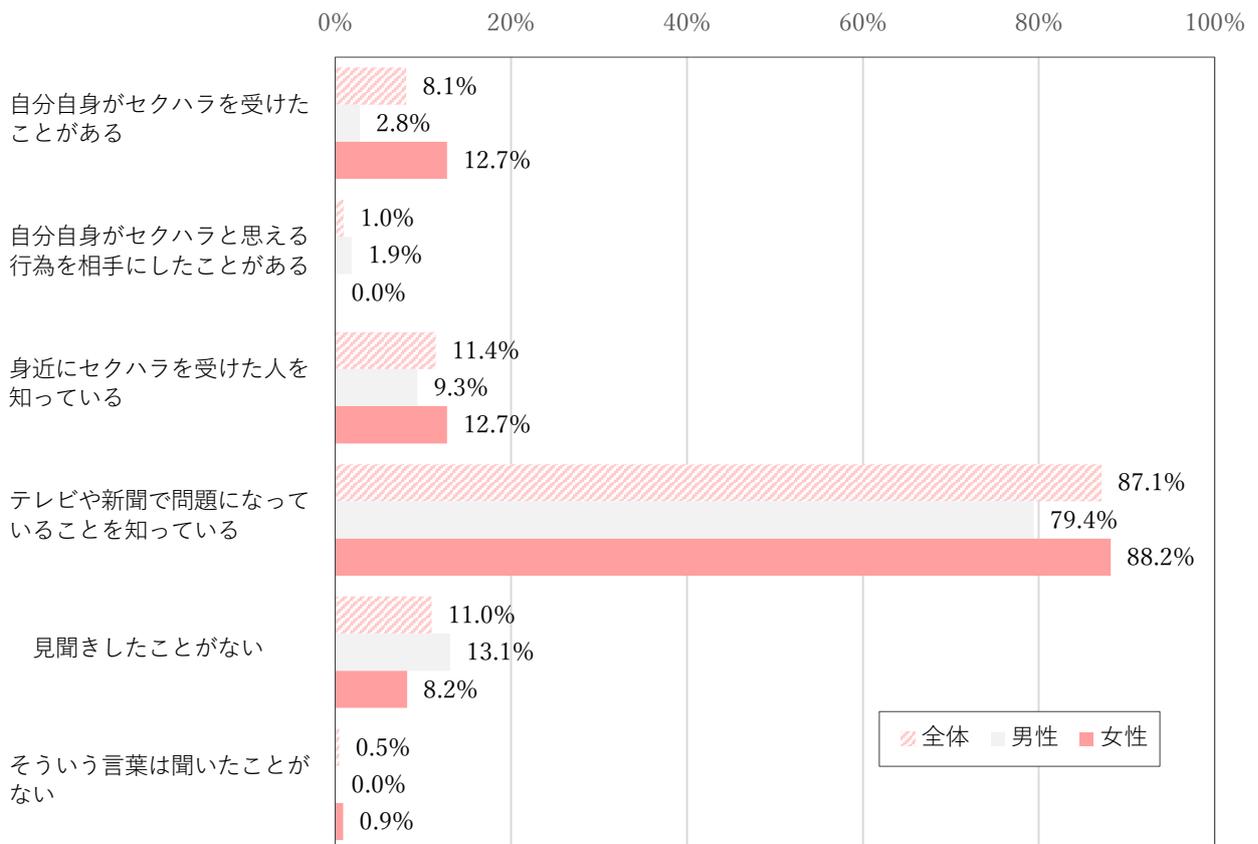


* 令和2年度住民アンケート調査より

⑥女性への暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進

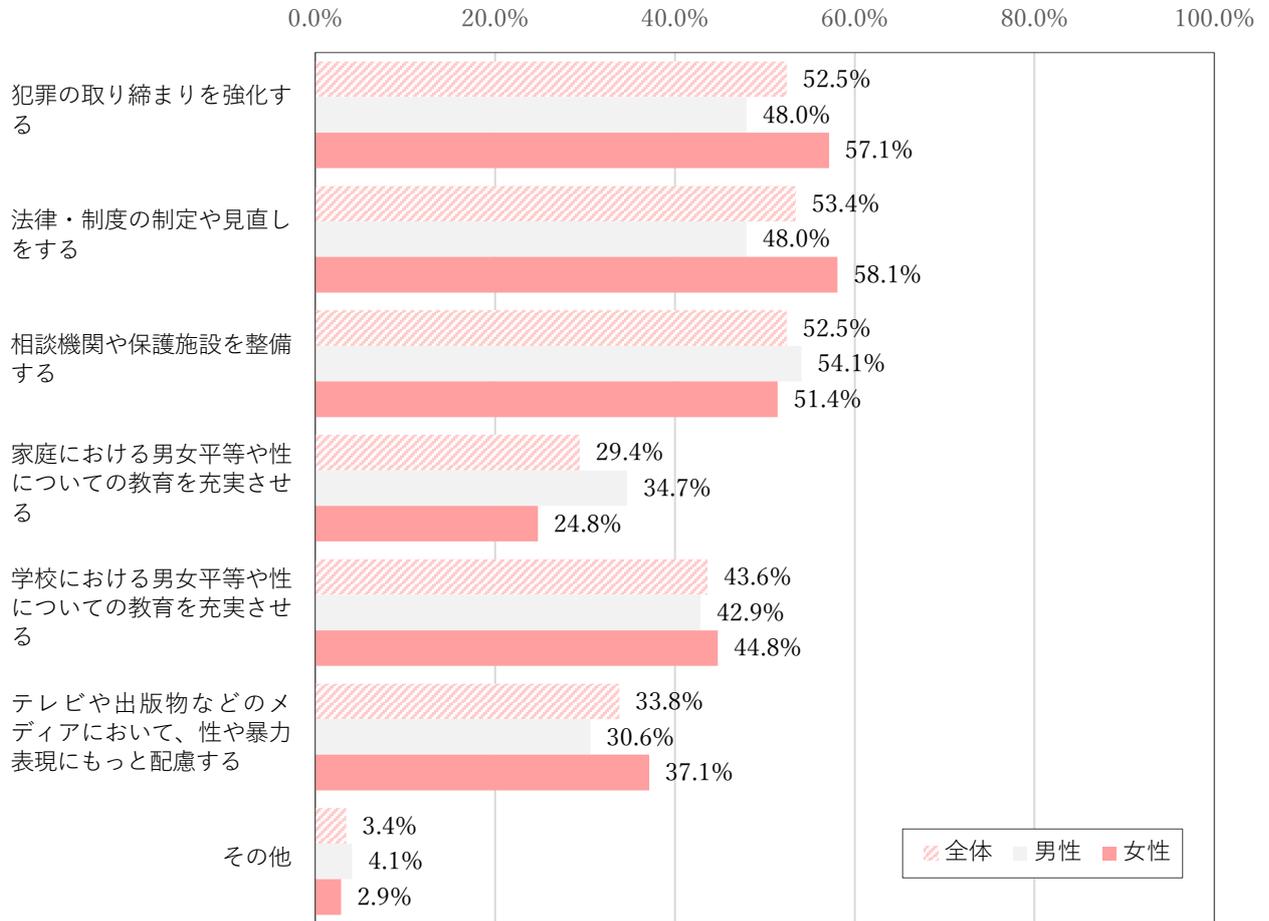
取組	取組内容	担当課
1 性犯罪などあらゆる暴力の防止に向けた啓発	暴力を許さない地域社会を実現するために、さまざまな機会を通じて、啓発を行います。	総務課 福祉課
2 犯罪被害者等の女性相談窓口の強化と被害者の自立支援	女性の被害者が相談しやすい窓口の充実や府の相談支援センターなどの情報提供や周知に努めます。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	総務課 福祉課
3 各種ハラスメントの防止のための啓発	ハラスメント防止のため、事業所に対し、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	福祉課 産業観光課

セクシャル・ハラスメントの経験など（複数回答）



* 令和2年度住民アンケート調査より

女性に対する暴力、セクハラなど防止するために必要なこと（複数回答）



* 令和2年度住民アンケート調査より

基本施策3. 困難な状況に置かれている人への支援

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者が増加しているとともに、介護者の高齢化が進んでいます。男女がともに介護の担い手になっていくことが求められています。また、男性中心型労働慣行の下では、母子家庭では経済的に困窮する可能性が高くなり、父子家庭では育児や家事などの生活面で不安定な状況に置かれやすくなります。困難な状況に置かれている人への支援は、男女共同参画の視点が欠かせません。

高齢者や障がい者を介護する人への支援として、それぞれのニーズを踏まえた多様な支援ができるよう相談体制を充実します。高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験を生かして自立して生活できるよう生活支援や介護予防対策に取り組みます。社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、男女で異なるニーズに配慮した適切な支援を進めます。

【施策の方向】

①高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

取組		取組内容	担当課
1	介護者等に対する支援の充実	家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	福祉課
2	自立支援施策の充実	高齢者や障がい者が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	福祉課

②ひとり親家庭への支援

取組		取組内容	担当課
1	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が届くよう積極的な情報提供に努めます。	健康対策課 子育て支援課 学校教育課
2	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	子育て支援課 学校教育課

⑥配慮を必要とする男女への連携支援

取組		取組内容	担当課
1	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	福祉課 子育て支援課

■ 推進体制

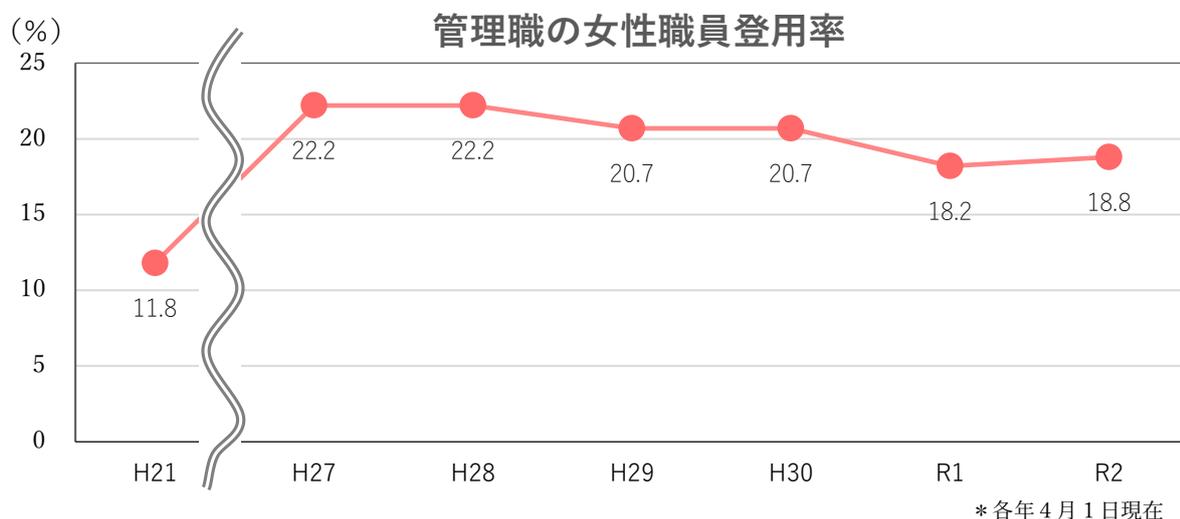
男女共同参画社会の実現を図るため、町の全庁的な「宇治田原町男女共同参画推進本部」を継続して設置し、さまざまな分野の施策の推進に取り組みます。取り組むにあたっては、住民や事業者、関係団体との協働、国や府、近隣市町村との連携を図りながら進めます。

また、女性活躍推進法に基づく「宇治田原町特定事業主行動計画」を策定し、時間外勤務の削減、女性職員の活躍の推進などに向けた取組を進めるとともに、各施策に男女共同参画社会の形成に配慮するよう職員に対する啓発を推進します。

本計画の進捗状況については、住民で構成される「宇治田原町男女共同参画推進懇談会」による提案、意見を受けながら、点検・進行管理を行います。

① 特定事業主行動計画の推進

取組		取組内容	担当課
1	管理職等への女性職員の登用拡大	男女がともに宇治田原町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとられない職場配置を行います。	総務課
2	女性職員のリーダーの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課
3	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課
4	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する意識啓発を図ります。	総務課



②推進体制の整備

取組		取組内容	担当課
1	庁内推進体制の設置	町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な「宇治田原町男女共同参画推進本部」を継続設置します。	企画財政課
2	住民や事業者、関係団体との協働	男女共同参画の視点で、住民、事業所、関係団体と行政が連携して、地域課題の解決や地域活性化を図ります。国・府・近隣市町と情報交換や連携を図ります。	全課
3	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用	広報物等の作成にあたっては、国ガイドライン等を踏まえた、男女の固定的役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課

③計画の点検・評価

取組		取組内容	担当課
1	計画の進行管理	計画の進捗状況を把握するため、施策の点検・評価を行います。	全課

■ 計画の成果指標

基本目標	内容	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
I	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	—※	50.0%	60.0%
	固定的な性別役割分担意識について、「同感しない」人の割合	36.9%	45.0%	60.0%
II	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	—※	30.0%	40.0%
III	町の審議会等への女性登用率	23.1%	25.0%	30.0%
	自主防災組織の女性リーダー（女性防災士）の人数	2人	3人	4人
IV	DVに関する相談窓口の認知率	—※	30.0%	50.0%

※現況値が把握できていないため「—」表記しています。

付属資料

1 宇治田原町男女共同参画推進懇談会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	備考
会長 (令和2年11月1日～)	大辻 恵子	京都府女性の船「ステップあけぼの」 メンバー
会長 (～令和2年10月31日)	田中 美千代 (～令和2年10月31日)	宇治田原町商工会女性部監事
副会長 (令和2年11月1日～)	前川 幸子 (令和元年12月1日～)	宇治田原町民生児童委員協議会委員
委員	中井 眞理子 (令和2年11月1日～)	宇治田原町商工会女性部長
委員	露木 喜代美	一般公募
委員	西尾 千鶴子	福祉事業所職員
委員	矢野 幸次	宇治田原町社会福祉協議会事務局係長
委員	山本 たまき (令和2年11月1日～)	宇治田原町社会教育委員会副委員長
委員	宇佐美 まり (～令和2年10月31日)	一般公募

任期（2年）：

平成30年11月1日～令和2年10月31日／令和2年11月1日～令和4年10月31日。

2 宇治田原町男女共同参画推進懇談会設置要綱

平成 24 年 10 月 1 日要綱第 15 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 宇治田原町男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)に基づき、本町の男女共同参画社会の実現に向け、本町が取り組むべき諸課題及びその方策について、幅広く住民の視点で審議、提案及び助言をする宇治田原町男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画推進に関する意見及び助言に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関する施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の実現に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 有識者
- (3) 住民公募その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日要綱第 2 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 計画策定の経過

時期	内容
令和2年 7月17日～ 9月7日	男女共同参画社会に関するアンケート
10月29日	令和2年度第1回宇治田原町男女共同参画推進懇談会 ○宇治田原町男女共同参画計画等の推進状況（令和元年度）について ○町男女共同参画計画の改定について ○第2次町男女共同計画の体系（案）について
令和3年 1月15日	令和2年度第2回宇治田原町男女共同参画推進懇談会 ○役員を選出について ○第2次町男女共同参画計画（素案）について ○パブリックコメントの実施について
1月22日～ 2月22日	パブリックコメント（住民意見募集）の実施
3月19日	令和2年度第3回宇治田原町男女共同参画推進懇談会 ○第2次町男女共同参画計画（案）について ○町長への提言書（案）について
3月19日	推進懇談会終了後、町長へ提言
3月	「第2次宇治田原町男女共同参画計画」策定

4 用語集

【あ 行】

◎SDGs(エスディーゼーズ)

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことがうたわれている。17 のゴールには、貧困や飢餓、ジェンダー、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたった目標が設定されている。

◎M字型カーブ(M字型就労)

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M 字型で描かれる。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴と日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しいという現状を表したものである。

◎LGBT

レズビアン（Lesbian/女性の同性愛者）、ゲイ（Gay/男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual/異性も同性も好きになることがある人）、トランスジェンダー（Transgender/「身体の性」と、「心の性」が一致しないため自らの「身体の性」に違和感を持つ人）という英語の頭文字を並べた言葉。性的マイノリティの総称として使われることもある。

【か 行】

◎家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

◎キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

◎京都府女性の船

地域づくりや NPO 活動等に関心のある女性に学習・交流の機会を提供し、ネットワークの構築を図り、男女共同参画による豊かな地域づくりをめざすために、京都府が実施している事業。令和元（2019）年度で 39 回目を迎え、本町ではのべ 38 人が参加している。

◎京都府女性の船「ステップあけぼの」

京都府「女性の船」事業の修了生で構成する会員組織。会員相互の親睦を図り、地域女性リーダーとしての資質向上に努めるとともに、女性関係団体のネットワークづくりを促進することにより、豊かな地域づくりに寄与することを目的にする。

◎合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した数値。1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを示している。

◎国際婦人年

国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年として、昭和50(1975)年を国際婦人年とすることを宣言したもの。性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために宣言・設定された行動計画の一つであり、同年、婦人の地位を高め、男女差別撤廃をめざす運動が行われた。

◎固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別による役割を固定化する考え方や意識。

◎コンプライアンス

直訳では法令遵守の意。一般的には、企業コンプライアンスを指す場合が多い。企業コンプライアンスは、企業が法律や内規等の基本ルールを守って活動することを指し、また法令に限らず社会的規範や企業倫理(モラル)を守ることも含まれる。

【さ行】

◎ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉。生まれつきの生物学的性別(セックス/Sex)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。一方で、「ジェンダー/gender」が、性差別、性別による固定的な役割分担、偏見などにつながってきたことを認識することが、男女平等を進めるうえで必要である。

◎セクハラ(セクシャル・ハラスメント)

主に職場で起こる性的ないやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事を遂行する上での一定の不利益を与えるなど、就業環境を悪化させる行為。

【た行】

◎男女共同参画社会

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる社会。

◎特定事業主行動計画

女性活躍推進法第15条に基づき、国や地方公共団体に策定が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画。数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。「特定事業主行動計画」に対し、民間事業主が策定する女性活躍行動計画は「一般事業主行動計画」という。

◎DV(ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のこと。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」や「性的暴力」のほか、満足な生活費を渡さず金銭的な自由を奪う「経済的暴力」なども含まれる。

◎デートDV

交際相手など親しい関係にあるカップル間に起こる暴力のこと。

◎DV防止法

正式名称は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」。ドメスティック・バイオレンスのうち、配偶者等から暴力に係る通報、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止や被害者を保護するための法律。

【は行】

◎働き方改革

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」が進む中、生産性の向上や就業機会の拡大や意欲・能力を發揮できる環境整備のために行われた「同一労働同一賃金の実現」や「長時間労働の是正」などの改革。

◎ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を表す。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。主に職場での嫌がらせを指して使われる。

◎パワハラ(パワーハラスメント)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為。

【ら行】

◎ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

◎労働率・就労率

労働力率＝労働人口／15歳以上の人口の総数×100

就業率＝労働力人口－完全失業者／15歳以上の人口の総数×100

労働力人口＝就業者＋完全失業者

就業者＝主に仕事に従事している者＋家事の他に仕事に従事している者
＋通学のかたわら仕事に従事している者＋仕事を休んでいた者

わ行

◎ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意。「ワーク・ライフ・バランスの実現」とは、働き方の改善・見直しなどにより、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できることを指す。

5 関連法令

(1)男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

最終改正：平成十一年法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の

基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨と

して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本

的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

い。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項

に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者

に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」と

は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有

害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長

に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨

を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二

十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同

じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ

の成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）

と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）があ

る場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援

助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないも

のを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条

(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新

法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者か

らの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)
最終改正：令和元年法律第二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整

備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法

律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報

酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以

下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事

務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、

第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加

える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八
条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第
二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二
第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める
部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育
児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並び
に第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第
八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家
公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二
号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四
条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次
号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条
中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和
四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改
正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に
改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者
の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律
第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の
項、第三十二条の十一から第三十二条の十五ま
で、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項
及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の
項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第
二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規
定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除
く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規
定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者
の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規
定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超
えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施
行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場
合において、この法律による改正後の規定の施行の
状況について検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと
する。

第2次宇治田原町男女共同参画計画

発行

■ 令和3(2021)年3月 ■ 宇治田原町企画財政課
〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1
☎0774-88-2250(代表) FAX 0774-88-3231

